

特定扶養控除(16歳以上19歳未満)の見直し(試算)

所得税(国税)の特定扶養控除を63万円から38万円に圧縮。
住民税(地方税)の特定扶養控除を45万円から33万円に圧縮。

課税対象所得のモデルケース 〔課税所得階級の目安と課税率〕	現行の便益(A)	見直し後の便益(B)		見直し前便益との比較 (B)-(A)
	所得税:63万円 住民税:45万円	所得税:38万円 住民税:33万円	高校実質無償化	
150万円 〔 ~195万円 : 5% 〕	31,500 45,000	19,000 33,000	118,800	+94,300
250万円 〔 195万円~330万円 : 10% 〕	63,000 45,000	38,000 33,000	118,800	+81,800
500万円 〔 330万円~695万円 : 20% 〕	126,000 45,000	76,000 33,000	118,800	+56,800
750万円 〔 695万円~900万円 : 23% 〕	144,900 45,000	87,400 33,000	118,800	+49,300
1,500万円 〔 900万円~1,800万円 : 33% 〕	207,900 45,000	125,400 33,000	118,800	+24,300
2,000万円 〔 1,800万円~ : 40% 〕	252,000 45,000	152,000 33,000	118,800	+6,800

②試算の前提

- (ア) 所得者がサラリーマン、配偶者が専業主婦の核家族で、現在、障害のない16歳以上19歳未満の子ども(特定扶養親族)を1人扶養している状態を仮定。
- (イ) 公立高等学校に通い、高校実質無償化により、118,800円給付されるとしている。
- (ウ) 配偶者控除に係る便益は含んでいない。
- (エ) 高校実質無償化の便益を受ける16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る特定扶養控除を圧縮し、16歳以上22歳未満の特定扶養親族に係る特定扶養控除は圧縮しない。